

## 宇治市国民保護計画の改定について

宇治市国民保護計画の改定を予定している内容につきまして、下記の通りご報告します。

### 1. 改定の理由

「国民保護に関する基本指針」及び「京都府国民保護計画」の変更に伴う内容を宇治市国民保護計画へ反映するため。（令和4年10月3日消防国第160号「国民の保護に関する基本指針の変更内容の市町村の国民の保護に関する計画への反映の徹底について」に基づいて変更。）

### 2. 改定を予定している内容

#### (1) 安否情報システムを追記

総務省消防庁が整備した安否情報システムを使用し、府へ市民の安否情報の報告を行うことを追記

#### (2) 緊急時における情報伝達手段と市民の行動周知に努める内容を追記

総務省消防庁からの全国瞬時警報システム（Jアラート）による対処に余裕のない事態に関する情報や、内閣官房からの緊急文字情報を送受信するシステム（エムネット）により受信した情報の周知に努める内容を追記。また弾道ミサイル落下時の行動周知に努める内容についても合わせて追記

#### (3) 大規模集客施設等における避難について追記

大規模集客施設に滞在している方の避難に関して、施設管理者と連携していくことを追記

#### (4) 避難行動要支援者への用語の統一

災害対策基本法に基づき、災害時に自ら避難することが困難な高齢者、障害者等を「災害時要配慮者」から「避難行動要支援者」に変更し統一

#### (5) 新設の組織及び情報通信手段を追記

- ① 宇治市災害ボランティアセンター
- ② 衛星携帯電話

#### (6) その他時点修正や整合を図るための文言修正

### 3. 今後の予定

令和5年6月28日 宇治市国民保護協議会開催

令和5年7月～ 国民保護法（第35条第5項）に基づく京都府との協議  
京都府との協議後に公表（HP等）